

平成15年1月30日

長野県本人確認情報保護審議会

# 住民基本台帳ネットワークシステムの 二次稼動について

・住民票の写しの広域交付について	1
・転出転入の特例処理について	2
・住民基本台帳カードについて	
住民基本台帳カードの仕様	3
住民基本台帳カードの利用	4~5
住民基本台帳カードのライフサイクル	6
住民基本台帳カードのセキュリティ対策	7

# 住民基本台帳カードの仕様

## (1) 券面記載事項

券面記載事項(法第30条の44第4項、施行規則)

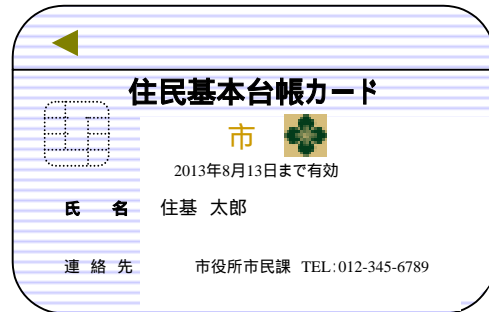
券面記載事項は、「氏名」(Aバージョン)又は「氏名、生年月日、性別及び住所」(Bバージョン)とする。

券面のセキュリティ対策(総務省告示)

Bバージョンについては、券面の偽造等を防止するための対策を講ずるものとする。なお、Aバージョンについては任意とする。

### ・券面の外観の例

#### Aバージョン



<券面記載事項>

・氏名

#### Bバージョン

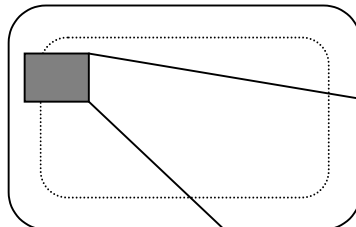


目視角度により色が変化する特殊インク

<券面記載事項>

・氏名  
・出生の年月日  
・男女の別  
・住所

## (2) 内部的記録事項



住民票コード(法第30条の44第1項、施行規則)

住基法に基づき住民に付与される11桁のコード情報

認証用鍵(総務省告示)

暗号アルゴリズムを利用し、カードとシステムが相互に認証する際に用いる情報鍵

パスワード(総務省告示)

カードと住民との結びつきを確認するための照合に用いる4桁の情報

マイクロ文字  
・極小サイズで文字印字することによる偽造防止策

JYUMKIHONDACHOUCARD011

# 住民基本台帳カードの利用

住民基本台帳カードは、住民からの申請により市町村長が交付するICカードで、住民基本台帳ネットワークシステムにおける事務において利用されるほか、市町村が条例で定める目的に限り、カードの空き領域を利用して、独自サービスを提供することができる。

## 1 カードの利用について

### (1) 住民基本台帳ネットワークシステムにおける利用

- ・ 住民票の写しの広域交付
  - ・ 転入転出の特例処理
  - ・ 住基法別表に定める事務の手続き
- } の際の本人確認に用いる

### (2) 条例に基づく独自利用

市町村は条例の定めるところにより、住民基本台帳カードの独自利用領域を活用して、独自のサービスを行うことが可能。

(法第30条の44第8項)

(独自利用例)・・・総務省資料による

証明書自動交付機を利用した、住民票の写し、印鑑登録証明書  
その他証明書の交付

申請書の自動的な作成

検診、健康診断又は健康相談の申込み、結果の照会等

救急医療を受ける際の、登録済本人確認情報の医療機関等  
への提供

災害時における、避難者情報の登録、避難場所の検索等

公共施設の空き照会、予約等

図書館の利用、図書の貸出し等

健康保険、老人保健等の資格確認

介護保険の資格確認、給付管理等

高齢者等の緊急通報

病院の診察券等としての利用

商店街での利用に応じたポイント情報の保存及び活用

公共交通機関の利用

地域通貨、電子福祉チケット等

公共料金等の決済

一部サービスについて、地方自治情報センターで  
標準的なシステムを開発中

(注)住基ネットでの利用領域、市町村独自利用の領域はそれぞれ独立しており、お互いの領域の情報へのアクセスは不可能。

住民票コードは、市町村独自領域においては利用することができない。

### (3) その他

公的個人認証サービスで使用する電子証明書の格納媒体として、住基カードを利用することが想定されている。

## 2 カードの発行について

### (1) カードの種類

- ・ タイプ1 カード全体が住基ネットの仕様として規定されているもの。現在、地方自治情報センターで動作確認が終了したカード(10数社)について、市町村へ通知されている。
- ・ タイプ2 カードの一部のみが、住基ネットのアプリケーションの仕様として規定されているもの。

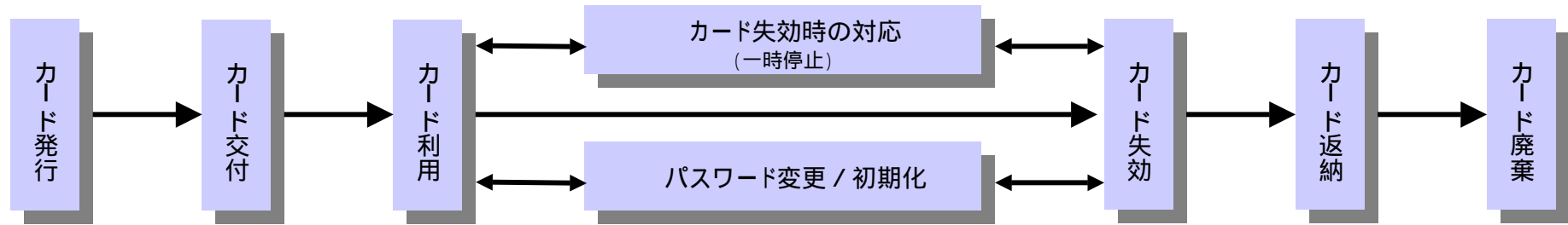
### (2) 発行の形態

市町村自らがカードを発行することが基本であるが、独自発行を行わない人口3万人以下の市町村については、指定情報処理機関においてカード発行を受託する。

### (3) 発行経費

- ・ 指定情報処理機関が発行受託する場合のカード1枚当たりの経費・・・1400円(予定)
- ・ カード交付に当たり、市町村は交付手数料を徴することになるが、カードの手数料収入を超える経費(カード購入原価相当分程度)については、地方交付税措置が講じられる予定である。(交付手数料は概ね500円程度が適当との指針が総務省から示されている。)

# 住民基本台帳カードのライフサイクル



項目	概要
カード発行	市町村長は、住民からの交付申請に基づき、住基カードの表面へ申請者の氏名等の表面記載事項を印刷し、ICチップへ住民票コード等を記録した上で、カードを発行する。なお、住基カードの有効期間は、発行の日から10年とする(申請により更新)。
カード交付	市町村長は、申請した住民に対して住基カードを窓口で交付する(即時交付も可能とする。) 住民は交付時に手数料を支払い、自ら住基カード利用時のパスワードを設定する。 なお、住基カードは、交付申請者又は法定代理人に窓口に向いてもらい、施行規則で定める本人確認書類を提示・確認の上、交付する。
カード利用 ・住民票の写しの広域交付 ・転入転出の特例処理 ・法別表事務における本人確認	市町村長は、住基カードを利用した住民票の写しの広域交付等の行政サービスを行う。 なお、市町村、都道府県及び国の機関等において、法別表に定める事務の受付を行う場合には、住基カードの提示により住民票コードの記載に代えることができる。
カード紛失時の対応(一時停止)	住基カード紛失時に、住民の届け出により、住基ネットにおけるカード利用を一時的に停止状態とする。カード発見時には、住民の届け出により、一時停止解除を行う。
パスワード変更 / 初期化	住民がパスワードを変更したい場合には、窓口において旧パスワードを住民が自ら入力した後、新パスワードを住民が自ら設定する。 住民がパスワードを忘却した場合、又は規定回数以上パスワードの照合に失敗してカードが利用できない状態(ロック状態)となった場合には、住所地市町村長は、住民の申請に基づいて本人確認の後、パスワードの初期化を行い、住民が自らパスワードを再設定する。
カード失効	転出、死亡等の場合には、市町村長は、当該住基カードを失効させてシステム内でのカード利用が不可能な廃止状態とする。
カード返納	廃止状態となったカードが返納された場合には、市町村長は、システム内で回収状態とする。
カード廃棄	市町村長は、回収したカードのICチップ部の破壊やカード裁断等の物理的な廃棄処分を行う。

# 住民基本台帳カードのセキュリティ対策

住民基本台帳カードは、カード自体に各種のセキュリティ対策が施されている。また、交付に際しては、本人あてに郵送されたカードの交付通知書と引き換えに、住所地市町村窓口で交付される。カードには本人固有のパスワードが設定され、利用するたびに照合作業を行い、なりすまし行為などの不正を防止できるようになっている。

